

藍住町罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の区域内で発生した暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる罹災)

第2条 証明書の交付は、次に掲げる罹災について行うものとする。

- (1) 住家及び非住家並びにそれらに附帯する工作物
- (2) 自動車、家財道具等の動産
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が罹災を証明することが適当と認めるもの

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は、罹災証明書及び被災証明書とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を証明するものとする。

- (1) 罹災証明書 住家について、町が現地調査又は確実な証拠により確認した罹災の程度を証明するもの
 - (2) 被災証明書 被害程度の判定を必要としない非住家、住家及び非住家に附帯する工作物、自動車、家財道具（家具・家電等）等の被災の届出があった旨を証明するもの。
- 2 前項の証明事項には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、罹災後1月以内に罹災証明書等交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、大規模災害等が発生した場合や、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の罹災証明書等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、添付することができない理由があるものその他町長が適当と認めたものについては、添付を省略することができる。

- (1) 罹災状況を示す写真
- (2) 罹災場所が分かる地図
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の規定により申請書を提出する者は、申請時に、本人確認書類（官公署発行の顔写真付きの証明書（個人番号カード・運転免許証・住基カード・パスポート等）の提示その他町長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

(証明書の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、罹災証明書(様式第2号)又は被災証明書(様式第3号)を交付するものとする。

(罹災の程度)

第6条 罹災程度の認定基準は、別表のとおりとする。

(再調査)

第7条 第5条の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、町長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、当該罹災証明書及び被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(代理人)

第8条 第4条及び前条に規定する手続きは、委任状(様式第5号)により、罹災者の代理人が行うことができる。この場合において、次に掲げる者が代理人となるときは、委任状の提出を要しない。

- (1) 罹災者が個人の場合にあっては、その世帯構成員
- (2) その他町長が適当と認めたもの

(手数料)

第9条 罹災証明書及び被災証明書の交付に係る手数料は、藍住町手数料徴収条例(平成12年3月31日条例第177号)第8条第6号の規定により免除するものとする。

(記録)

第10条 町長は、証明書の交付について記録及び管理するため罹災(被災)証明書交付簿(様式第6号)を作成するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

別表（第6条関係）

罹災程度の認定基準

区 分	認定基準
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない （一部損壊）	住家が準半壊には至らないが、一部損壊をしているもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
床下浸水	住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの
浸 水	非住家が浸水したもの

- 1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）
- 2 「非住家」とは、住家以外の建築物をいう。
- 3 官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とするが、これらの施設に、常時、人が居住している場合は、当該部分は住家とする。